

## 平成 27 年第2回定例会(6月)議決結果

第 2 回定例会が平成 27 年 6 月 10 日から 18 日までの 9 日間の会期で開催されました。条例、補正予算など 16 議案が上程され、次のとおり議決されました。

### 【条 例】

#### ●芦屋町地方創生推進委員会設置条例の制定

##### (可決 満場一致)

芦屋町における人口の現状を分析し、将来目指すべき方向と人口の将来展望を提示する芦屋町人口ビジョン及び「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今後の地方創生を推進するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、芦屋町地方創生推進委員会を設置するものです。

#### ●芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定

#### ●芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定

##### (可決 賛成多数)

#### ●芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定

##### (否決 賛成少数)

芦屋町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長、副町長、モーターボート競走事業管理者、教育長及び議会議員の期末手当の支給率を、国の指定職の支給率の改定に準じて、6月期を 100 分の 147.5、12 月期を 100 分の 162.5 に改めるものです。なお、議会議員の改定については否決されました。

【町 長】約 130,000 円増額

【副町長】約 110,000 円増額

【モーターボート事業管理者】約 100,000 円増額

【教育長】約 100,000 円増額

#### ●芦屋町高齢者総合保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定

##### (可決 満場一致)

地域包括ケアシステムを構築するため、芦屋町高齢者総合保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正し、所掌事務を加えるとともに、条例名を改称するものです。

また、芦屋町地方創生推進委員会の設置に伴い、同委員会委員の報酬等の額を定めるものです。

#### ●芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

##### (可決 満場一致)

国民健康保険法の一部改正に伴い、関係条文を改めるものです。

**【予 算】**

●平成 27 年度芦屋町一般会計補正予算(第 1 号)

**(可決 賛成多数)**

歳入、歳出それぞれ 1 億 900 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝農山漁村整備交付金 2790 万円や過疎対策事業債 6450 万円、財政調整基金繰入金 1750 万円を増額計上したほか、社会資本整備総合交付金を 1480 万円減額計上しています。

歳出＝公共施設等総合管理計画策定業務委託 1250 万円を措置したほか、柏原漁港海岸護岸改修工事 5590 万円やはまゆう公園周辺整備工事 3100 万円を増額計上しています。なお、公共施設等総合管理計画策定業務委託は2ヵ年事業となるため、債務負担行為を行っています。

※なお、本補正予算については、民生文教常任委員会から以下の意見が付されました。

「はまゆう公園周辺整備工事の予算執行にあたっては、当委員会と十分協議のうえ執行すること。」

●平成 27 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)

**(可決 賛成多数)**

収益的支出において、特別職である芦屋町モーターボート競走事業管理者の期末手当支給率の改定に伴い、総係費の手当を 10 万円増額するものです。

**【その他】**

●専決処分事項の承認

**(承認 満場一致)**

平成 26 年度芦屋町公共下水道事業会計予算の繰越に伴う、下水道会計四条補助金の繰越明許費の追加について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、専決処分が行われました。

●専決処分事項の承認

**(承認 満場一致)**

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例等の一部改正の専決処分が行われました。

●専決処分事項の承認

**(承認 満場一致)**

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分が行われました。

**【意見書】**

●**国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書**

**（否決 賛成少数）**

国に対して、国民的合意のないままに、安全保障法制の見直しを行わないよう強く求める意見書です。

●**介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書**

**（否決 賛成少数）**

政府に対し介護報酬引き下げの撤回を強く求める意見書です。

●**新給食センターにおける学校給食を芦屋町による直営方式で行うことを求める意見書**

**（否決 賛成少数）**

学校給食の調理義務の民間委託は問題点や法令違反があるため、芦屋町及び学校関係者に対し、新給食センターにおける学校給食の民間委託を中止し、芦屋町の直営方式で行うことを求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

**【請 願】**

●**給食センターの健全な運営を図る為の調査を求める請願書**

**（不採択 賛成少数）**

異物混入やノロウイルスなど給食センターの運営に関して、議会で調査することを求める請願です。

※請願の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

**【人 事】**

●**人権擁護委員の候補者の推薦**

**（同意 満場一致）**

平成 27 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、再度、田中信代氏の推薦が提案されました。

氏 名 田中 信代

生年月日 昭和 30 年 6 月 22 日

住 所 芦屋町大字山鹿

**【報 告】**

●**平成 26 年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告**

給食センター繰出金や緑ヶ丘団地四棟エレベーター設置工事のほか、商品券発行业業補助金、出産祝金事業などについて繰越額が決定したことの報告です。

●平成 26 年度芦屋町給食センター特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

給食センター建設工事監理委託及び建設工事の 27 年度への繰越額が決定したことの報告です。

●平成 26 年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告

平成 26 年度予算に計上した建設改良費補助対象事業費のうち、浄化センター再生可能エネルギー発電設備実施設計について、年度内に事業完了が困難なため建設改良費の繰越額が決定したことの報告です。

●専決処分事項の報告

緑ヶ丘保育所内部改修工事について厨房設備導入に伴い電源工事や職員トイレの増設、2 階保育室の改修に伴う分電盤の改修などが生じるため工事請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものです。

変更前の契約金額 約 1 億 1660 万円

変更後の契約金額 約 1 億 1830 万円

●専決処分事項の報告

滞納給食費の支払いを求める支払督促の申立てを行い、督促異議申立てが行われたことにより、訴訟手続きに移行したものです。なお、訴訟手続き後に、その目的達成に特に必要がある場合は、裁判所または被告の要望または申し入れに基づき、和解するものとしています。このため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定による訴えの提起及び和解に関し、同法第 180 条第 1 項の規定による専決処分したものです。